

原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース
概要メモ

日 時 平成29年2月24日(金) 14:00~15:00

場 所 合同庁舎4号館12階第1214特別会議室

【復興庁】 今村復興大臣、橘復興副大臣、長沢復興副大臣、
西脇事務次官、小系統括官、大鹿審議官、
増田参事官、河本参事官、関根参事官

【内閣府】 日下 内閣府大臣官房政府広報室長
箴島 内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官
田中 内閣府原子力災害対策本部 福島原子力事故処理調整総括官

【消費者庁】 吉井 審議官

【外務省】 小泉 経済局参事官

【文部科学省】 信濃 大臣官房政策課長
坪田 初等中等教育局児童生徒課長

【厚生労働省】 北島 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長

【農林水産省】 塩川 大臣官房危機管理・政策評価審議官

【経済産業省】 福島 大臣官房審議官

【観光庁】 加藤 観光地域振興部長

【環境省】 梅田 総合環境政策局環境保健部長

【原子力規制庁】 片山 核物質・放射線総括審議官

【防衛装備庁】 田中 プロジェクト管理部長

(オブザーバー)【福島県】 畠 副知事

事務局より、本タスクフォースの開催趣旨を説明。

福島県より、福島県における風評に係る最近の動向について資料に基づき説明。

関係府省庁より、前回（平成 28 年 10 月 7 日）復興大臣指示に対する取組状況について、①福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案、②リスクコミュニケーション、③海外での風評払拭、④福島県産品の販売促進、⑤前記のほか大臣指示を踏まえた対応状況、について、資料に基づき説明。

その後、以下のとおり意見交換を行った。

（意見交換の概要）

○長沢復興副大臣

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案では、風評被害の実態調査や調査結果に基づく指導・助言等の措置を講ずることを位置付けた。流通実態調査については、福島県やJA等と連携し、有効な調査にさせていただき、福島県産農林水産物の流通促進、産業支援につなげていただきたい。

また、福島県内外へ避難している子どもに対するいじめの対応についても、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案において、いじめの防止のための対策支援を法律に位置づけた。

リスクコミュニケーションについては、学校の教職員にも放射線に関する理解を得る機会を作って、文部科学省とも知恵を出し合いながら、広がりのあるものとしていただきたい。

過去のイメージ等による風評を払拭するため、最新の情報にアップデートすることが大変重要。その努力をお願いしたい。

風評の払拭には、粘り強い対策が必要。各府省庁においては、大臣指示を踏まえて、適宜フォローアップを行っていただきたい。

○橘復興副大臣

それぞれの所管に働きかけをしていただくことが大事。例えば、農産物等の流通で言う大手量販店や卸売関係者等から風評の現状を聞くことも大事であるし、海外についても駐日大使館や各国関係者の方に輸入規制の緩和・撤廃の働きかけを粘り強くお願いしていかなければいけない。

新商品の開発やプロモーションは、食品でも、観光でも、非常に大事。こういったブランド力の強化について、各所管で取り組んでいただきたい。

教育旅行についても、これまでの取組にもう一段加えていただきたく、またインバウンドへの対策もお願いしたい。

○今村復興大臣

「論より実行」で、具体的な取組をし、対策を打ってもらいたい。先日、日本経済団体連合会を訪問し、福島県産品の安全・安心が担保されていることを伝え、社員食堂等で積極的に利用して欲しいと伝えてきた。各府省庁でも食堂等で具体的に使用して欲しい。農林水産省も、流通実態調査、ポイントキャンペーン、第三者認証GAP取得支援などにしっかり取り組んでいただきたい。

福島県は大消費地である首都圏が近いので、福島県も県人会等を動員し、しっかりと取り組んでいただきたい。

先日、外国人記者クラブに福島の現状を説明したが、放射線等については正しい知識が伝わっていないところがあるので、教育現場等、いろいろなところにおいて、リスクコミュニケーションを行い、情報発信をしていってもらいたい。

(意見交換はここまで)

意見交換後、今般の風評対策強化指針のフォローアップについて、事務局から説明。
その後、今村復興大臣より以下の通り指示。

○今村復興大臣

今年の3月で東日本大震災から6年となるが、農林水産業や観光業を中心とした分野では、風評被害がなお残っている。風評払拭に向けて、福島復興再生特別措置法の改正により、対策の強化を打ち出したところ。産業・生業(なりわい)の再生の大前提となる風評対策は時間との戦いなので、政府一体となって、スピード感を持って、全力で取り組んでほしい。

以下について指示する。

1点目は、風評の払拭に向けた流通実態調査・対策の推進。国、福島県、農業関係団体等が一体となり、福島県産農林水産物の販売不振の実態と要因を調査した上で、販路拡大につながる的確な対策を推進すること。

2点目は、福島県が自信を持って販売できる環境づくり。「メイドイン福島」を自信を持って販売できるよう、第三者認証GAP取得支援等を推進すること。あらゆる機会を捉え、農林水産物の安全性、放射線影響に関する正しい知識等について、最新の情報を国内外に発信すること。特に、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを徹底すること。先づ臍より始めよ。各府省庁は、食堂等を利用し、福島県産農林水産物の利用を促進すること。その上で、関係団体・企業に対して要請し、応援の輪を広げること。

3点目は、対策の重点を大消費地等に向けること。首都圏等の大消費地やオンラインストアを対象としたポイントキャンペーンの実施等により、戦略的・継続的に販路

の拡大を図ること。また、インバウンドの全国的な急増を取り込むために、外国人観光客数増加に向けた取組を強化するとともに、教育旅行回復に努めること。

以上の３点について、関係府省庁において、それぞれの大員主導の下、強力に対策を進めていただきたい。福島の人たちが希望を持てるように、自信を持ってやれるように、そして被災地全体が元気になるように頑張っていこう。